

特定非営利活動法人 日本不整脈学会 一 特定非営利活動法人 日本心電学会 認定  
不整脈専門医認定制度規則 施行細則

第 1 条：日本不整脈学会および日本心電学会認定 不整脈専門医（以下、学会認定不整脈専門医と表記する）認定制度規則に施行について、この規則に定められた以外の事項については、次の各条の規則に従うものとする。

第 2 条：日本不整脈学会－日本心電学会合同専門医認定制度委員会（以下、専門医認定制度委員会と表記する）の事務は日本不整脈学会事務局において行う。

第 3 条：専門医認定制度委員会委員長は日本不整脈学会会頭および日本心電学会理事長が推薦し、各学会の理事会、総会において選任される。委員会委員は委員長が選出する。尚、委員会委員長は必要に応じて、副委員長を指名することができる。

第 4 条：専門医認定制度委員会委員長は委員に欠員が生じたときは当該委員の補充を行うことができる。

第 5 条：申請期限は次の規定に従う。

1. 専門医の申請締め切りは毎年 5 月 31 日とする。
2. 認定施設の申請締め切りは毎年 11 月 30 日とする。

第 6 条：審査の結果は各学会機関紙およびホームページ上に掲載する。

第 7 条：学会認定不整脈専門医受験資格（規則第 2 章第 5 条）の研修期間中に求められる検査、治療経験（第 4 項）、学会発表、論文発表（第 5 項）を以下のように設定する。

1. 内科医師

- 1) 不整脈薬物治療 20例（外来、入院の合計）
- 2) カテーテル・アブレーション 20例（術者、助手の合計）
- 3) PM、ICD、CRTなどのデバイス治療 10例（経過観察診療も含む）

2. 外科系医師

- 1) 不整脈薬物治療 10例（外来、入院の合計）
- 2) 心房細動・心室頻拍などの不整脈外科手術 5例
- 3) PM、ICD、CRTなどのデバイス治療 5例（経過観察診療も含む）

3. 小児科医師

- 1) 不整脈薬物治療 10例（外来、入院の合計）
- 2) カテーテル・アブレーション 10例（術者、助手の合計）

3) PM、ICD、CRTなどのデバイス治療 5例（経過観察治療も含む）  
尚、科を問わず、症例の20%は病歴、治療内容などのサマリーを提出する。

4. 研修期間中に必要な学会発表（全受験者に適応）

1) 不整脈学に関する学会、研究会発表 5編以上

2) 不整脈学に関する論文発表 1編以上（筆頭著者でなくてもよい）

尚、論文は原則としてPeer-Review Journalに掲載されていること

第 8 条：この細則は専門医認定制度委員会および各学会理事会の議決により、各学会総会の承認を受けなければ変更することができない。

第 9 条：細則の実施に関して生じる疑義については、不整脈専門医認定制度委員会の議を経て決するものとする。

2011 年 4 月 1 日 施行